北上市行政連絡活動交付金交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和４年10月５日

北上市長　市　長　署　名

北上市規則第35号

北上市行政連絡活動交付金交付規則の一部を改正する規則

（別紙のとおり）

北上市行政連絡活動交付金交付規則の一部を改正する規則

北上市行政連絡活動交付金交付規則（令和３年北上市規則第19号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（交付金の加算） 第７条　地域づくり組織が活動団体である場合にあっては、第３条に掲げる全ての行政連絡活動を行う行政区の数に応じて次の各号に定める額を、前条の交付金の額に加算する。 （1）　区域内の全ての行政区　30 万円 （2）　区域内の半数以上の行政区　15万円	（交付金の加算） 第７条　地域づくり組織が活動団体である場合にあっては、30万円に、当該地域づくり組織の区域内において第３条に掲げる全ての行政連絡活動を行う行政区の数を、当該地域づくり組織の区域内にある行政区の数で除した割合を乗じた額（その額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を、前条の交付金の額に加算する。
備考　改正部分は、下線の部分である。	

附　則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の北上市行政連絡活動交付金交付規則の規定は、令和４年４月１日から適用する。